

# 官報

号外 昭和五十年六月二十七日

## 第七十五回 衆議院會議録 第三十二号

昭和五十年六月二十七日(金曜日)

議事日程 第二十七号

昭和五十年六月二十七日

午後一時開議

昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別會計歳入歳出決算

昭和四十七年度國稅收納金整理資金受払計算書

昭和四十七年度政府關係機關決算書

昭和四十七年度國有財産増減及び現在額總計算書

昭和四十七年度國有財産無償貸付状況總計算書

私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

本日のお話に付した案件

昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別會計歳入歳出決算

昭和四十七年度國稅收納金整理資金受払計算書

昭和四十七年度政府關係機關決算書

昭和四十七年度國有財産増減及び現在額總計算書

昭和四十七年度國有財産無償貸付状況總計算書

私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

本日のお話に付した案件

昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別會計歳入歳出決算

昭和四十七年度國稅收納金整理資金受払計算書

昭和四十七年度政府關係機關決算書

昭和四十七年度國有財産増減及び現在額總計算書

昭和四十七年度國有財産無償貸付状況總計算書

私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

況總計算書

日程第四 私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

義務教育諸學校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案(橋本龍太郎君外二十三名提出)

況總計算書

日程第四 私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

義務教育諸學校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案(橋本龍太郎君外二十三名提出)

午後一時六分開議

○副議長(秋田大助君) これより會議を開きます。

昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別會計歳入歳出決算

昭和四十七年度國稅收納金整理資金受払計算書

昭和四十七年度政府關係機關決算書

昭和四十七年度國有財産増減及び現在額總計算書

昭和四十七年度國有財産無償貸付状況總計算書

私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

本日のお話に付した案件

昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別會計歳入歳出決算

昭和四十七年度國稅收納金整理資金受払計算書

昭和四十七年度政府關係機關決算書

昭和四十七年度國有財産増減及び現在額總計算書

昭和四十七年度國有財産無償貸付状況總計算書

私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

本日のお話に付した案件

昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別會計歳入歳出決算

昭和四十七年度國稅收納金整理資金受払計算書

昭和四十七年度政府關係機關決算書

昭和四十七年度國有財産増減及び現在額總計算書

昭和四十七年度國有財産無償貸付状況總計算書

私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

本日のお話に付した案件

昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別會計歳入歳出決算

昭和四十七年度國稅收納金整理資金受払計算書

昭和四十七年度政府關係機關決算書

昭和四十七年度國有財産増減及び現在額總計算書

昭和四十七年度國有財産無償貸付状況總計算書

私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

本日のお話に付した案件

昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算

昭和四十七年度特別會計歳入歳出決算

昭和四十七年度國稅收納金整理資金受払計算書

昭和四十七年度政府關係機關決算書

昭和四十七年度國有財産増減及び現在額總計算書

昭和四十七年度國有財産無償貸付状況總計算書

私立學校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

本日のお話に付した案件

會計の決算額は、歳入十二兆七千九百三十八億円余、歳出十一兆九千三百二十一億円余、差引八千六百七十七億円の剰余金を生じております。

特別會計の数は四十一、その決算総額は、歳入二十二兆五千六百七十二億円余、歳出十九兆三千六百九十七億円余、その歳入超過額は三兆九千九百七十五億円余となっております。

國稅收納金整理資金の収納納額は十兆三百二十六億円余で、支払命令済額及び歳入への組入額は十兆五十一億円余となっております。

政府關係機關の数は十五、その決算総額は、収入八兆五千九百七十九億円余、支出八兆三千三百二十億円余となっております。

次に、昭和四十七年度國有財産増減及び現在額總計算書であります。昭和四十七年度中に増加した國有財産の額は、一般、特別兩會計を合わせて一兆五千三百六十四億円余、同じく減少した額は五千八百二十九億円余で、差引純増加額は九千五百三十五億円余となり、年度末現在額は十兆七千八百九十三億円余となっております。

次に、昭和四十七年度國有財産無償貸付状況總計算書であります。昭和四十七年度の無償貸付の増加額は、一般、特別兩會計を合わせて百七十六億円余、同じく減少額は九十七億円余で、差引純増加額は七十八億円余となり、年度末現在額は千八百十九億円余となっております。

各件のうち、決算は昭和四十八年十二月二十一日、國有財産關係二件は昭和四十九年一月二十二日に提出され、決算は昭和四十九年三月二十八日、國有財産關係二件は同年一月二十二日、本委員会に付託されましたが、委員会においては、昭和四十九年九月九日、各件について大蔵省當局よりその概要説明を、會計検査院當局より検査報告の概要説明を聴取した後、慎重審議を重ね、本年六月二十六日決算外二件の審査を終了し、決算については、直ちに委員長より左記要旨の議決案を提出いたしました。

すなわち、

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和四十七年度決算であります。一般

初めに、各件の概要を申し上げます。

昭和五十年六月二十七日 衆議院會議録第三十二号 昭和四十七年度一般會計歳入歳出決算外五件 私立学校振興助成法案外一案

一、昭和四十七年度決算審査の結果、予算の効率的利用等について見るに、所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。政府は、次の諸点について適切な措置をとり、次の常会の初めに本院に対しその結果を報告すべきである。

その一、行政機関における電子計算機利用の現状には、問題が少なくないので、政府は、総合調整の体制を強化し、電子計算機利用の効率化を推進すべきである。

その二、放射能測定調査を委託された民間の分析機関が、長期間にわたって調査データを捏造していたのを、科学技術庁が全く気づかなかつた事実があるが、政府は、この事実を反省し、再びかかることのないようにすべきである。

その三、国会の調査に係る問題で、政府の守秘義務等によって疑惑を残している事例があるが、政府は、みずから疑惑の解消に努めるとともに、できるだけ国会の調査に協力すべきである。

その四、国立大学の教官が、正規の手続をせず、研究を受託し、その経費を私的に経理していた事実が判明しているが、政府は、国立大学の受託研究が乱脈にわたらないよう措置すべきである。

その五、輸出保険特別会計において、保険料徴収等の事務が二カ年余にわたって滞り続いたため、昭和四十七、八両年度の決算参照書の財務諸表を一部推計の数字で作成し、事情を秘したまま国会に提出するという事態が起きていたが、政府は、この不祥事態を深刻に反省し、今後再びかかることが起きないように、万般の措置を講ずべきである。

その六、郵政職員による郵政犯罪は、依然後を絶たないが、政府は、防犯管理の徹底を図り、部内者犯罪の根絶を期すべきである。

その七、郵便貯金会館の運営の取り扱いには問題があるとの有力な見解があるので、政府は、運営のあり方を再検討し、疑義を解消すべきである。

その八、労災保険の適用を受ける有期事業の中に、保険料の徴収不足や徴収漏れになっているものがあるので、政府は、適用事業の把握に努め、保険料の適正な徴収の確保を図るべきである。

二、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。政府は、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三、決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

以上が議決案の概要でございます。

次いで、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して綿貫民輔君、日本共産党・革新共同を代表して庄司幸助君、公明党を代表して坂井弘一君の三君は、いずれも、議決案中の警告事項は同意であるが、「決算のうち、前記以外の事項については異議がない」という点は容認できない。したがって、議決案に反対である旨の発言があり、採決の結果、本件は、多数をもって議決案のとおり議決いたしました次第であります。

次いで、国有財産関係二件につきましては、討論はなく、採決の結果、両件はいずれも多数をもって是認すべきものと議決いたしました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。まず、日程第一の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり決しました。次に、日程第二につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第四とともに、橋本龍太郎君外二十三名提出、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の育児休業に関する法律案を追加し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日程第四 私立学校振興助成法案(藤波孝生君外四名提出)

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の育児休業に関する法律案(橋本龍太郎君外二十三名提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第四、私立学校振興助成法案、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の育

児休業に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長久保田円次君。

私立学校振興助成法案及び同報告書  
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の育児休業に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○久保田円次君 ただいま議題となりました二法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、私立学校振興助成法案について申し上げます。本案は、自由民主党藤波孝生君外四名の提出に係るものであります。

その要旨は、

第一に、この法律は、国及び地方公共団体が行う私立学校の助成措置について定め、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図り、経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とすること、

第二に、国は、私立大学等の教育研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができるとし、当該補助金について、その減額及び不交付に関する規定を設けること、

第三に、都道府県が私立の高等学校等の教育に係る経常的経費について補助する場合に、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができること、

第四に、この法律は、昭和五十一年四月一日から施行すること、

第五に、文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日までの間、特に必要があると認める場合を除き、私立大学、学部等の設置及び収容定員の増加

を認可しないものとする事  
等であります。

本案は、六月二十五日当委員会に付託となり、翌二十六日、提出者を代表して塩崎潤君より提案理由の説明を聴取いたしました。審査は、いわゆる円卓方式により集中的に行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて、同二十六日木島喜兵衛君より、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の四党を代表して、本案の審査は慎重に行うべしとの動議が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次いで、自由民主党の羽田孜君提出の質疑終局の動議を採決に付し、この動議は、賛成多数で可決されました。

かくて、本案に対する質疑を終局し、次いで、永井文部大臣より、本案に対する内閣の意見を聴取した後、討論に入り、本案に対し、日本社会党を代表して崎崎謙君より反対の意見が、自由民主党を代表して森喜朗君より賛成の意見が、日本共産党・革新共同を代表して山原健二郎君、公明党を代表して高橋繁君、民社党を代表して受田新吉君より反対の意見がそれぞれ表明されました。

次いで、採決に入りましたが、本案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次に、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案について申し上げます。

本案は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案に係るものであります。

その要旨は、  
第一に、この法律は、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職務の特殊性等にかんがみ、これらの者について育児休業に関する制度を設け、その継続的な勤務を促進し、もって義務教育諸学校等

における教育及び医療施設、社会福祉施設等における業務の円滑な実施を確保することを目的とする事、

第二に、国公立の義務教育諸学校等の女子教育職員並びに国及び地方公共団体の運営する医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等、これらの女子教育公務員等で一歳未満の子を養育する者が育児休業の許可を申請したときは、任命権者は、原則として、許可をしなければならない事、

第三に、育児休業の期間は、任命権者の定める日から育児休業に係る子が一歳に達する日までを限度とする事、

第四に、育児休業の期間中、女子教育公務員等は、身分を保有するが職務に従事せず、給与は支給されない事、

第五に、女子教育公務員等は、育児休業を理由として不利益な取り扱いを受けない事、

第六に、国家公務員である女子教育公務員等の復職時の俸給調整等について所要の規定を定めるとともに、地方公務員の女子教育公務員等もこれに準ずる事、

第七に、任命権者は、育児休業の許可をする場合は、代替職員を臨時的に任用するものとする事、

第八に、私立の義務教育諸学校等の設置者及び民間の医療施設、社会福祉施設等を運営する者は、この法律に定める育児休業制度に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない事、

等であります。

本案は、六月二十六日当委員会に付託となり、本日、提出者を代表して橋本龍太郎君から提案理由の説明を聴取した後、質疑及び討論の申し出もなく、直ちに採決に入りましたところ、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十九分散会

出席閣僚大臣

大蔵大臣 大平 正芳君  
文部大臣 永井 道雄君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

辞任

笠岡 喬君

補欠

西村 英一君

三塚 博君

久野 忠治君

和田 貞夫君

金子 みつ君

鈴木 康雄君

小川新一郎君

久野 忠治君

三塚 博君

西村 英一君

笠岡 喬君

金子 みつ君

和田 貞夫君

小川新一郎君

鈴木 康雄君

地方行政委員

辞任

小川新一郎君

補欠

鈴木 康雄君

鈴木 康雄君

小川新一郎君

外務委員

辞任

加藤 紘一君

菅野和太郎君

竹内 黎一君

石田 博英君

石田 博英君

竹内 黎一君

菅野和太郎君

加藤 紘一君

文教委員

辞任

久野 忠治君

補欠

小沢 一郎君

高見 三郎君

羽田 孜君

増岡 博之君

床次 徳二君

高橋 千寿君

西村 英一君

綿貫 民輔君

羽生田 進君

三原 朝雄君

山崎 拓君

葉梨 信行君

安里積千代君

受田 新吉君

羽生田 進君

久野 忠治君

西村 英一君

高見 三郎君

昭和五十年六月二十七日 衆議院會議録第三十二号 朗読を省略した議長の報告 昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算外三件に関する報告書

一二六

(議案撤回)

一、昨二十六日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。  
学校教育法の一部を改正する法律案(藤波孝生君外四名提出)  
私立学校法等の一部を改正する法律案(藤波孝生君外四名提出)

(議案撤回通知)

一、次の議案は、昨二十六日提出者が撤回した旨衆議院に通知した。  
学校教育法の一部を改正する法律案(藤波孝生君外四名提出)  
私立学校法等の一部を改正する法律案(藤波孝生君外四名提出)

昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十七年度国税収納金整理資金受払計算書及び昭和四十七年度政府関係機関決算書に関する報告書

(議案送付)

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。  
学校教育法の一部を改正する法律案(文教委員長提出)  
私立学校法等の一部を改正する法律案(文教委員長提出)  
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案(橋本龍太郎君外二十三名提出)

一、昨二十六日、衆議院に送付した条約は次のとおりである。  
海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件  
油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件  
油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足)の締結について承認を求めるの件  
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、昨二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
学校教育法の一部を改正する法律案  
私立学校法等の一部を改正する法律案  
一、昨二十六日、衆議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
郵便貯金法の一部を改正する法律案  
石油コンビナート等災害防止法案

(議案付託)

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

においては、予算額二兆二、一八九億四、九一三万八、〇〇〇円に比し、六、七四九億二、三九二万九、一〇九円の増加となり、歳出においては、予算額二兆一、一八九億四、九一三万八、〇〇〇円に前年度繰越額九、〇五億三、五六四万四、〇六〇円を加えた予算現額二兆二、〇九四億八、四七七万八、〇六〇円に対し、支出済歳出額は一兆九、三二一億七、二〇八万四、七二〇円で、その差額二、七七三億一、二六九万三、三五〇円のうち、翌年度繰越額は一、八六五億九、九八三万九、四四八円、不用額九〇七億一、二八五万三、九〇二円となっている。

債務の概要は、次のとおりである。  
1 債務(保証債務及び損失補償債務を除く)負担額は、本年度末現在七兆二、二六四億四、二四二万七、四〇九円で、前年度末現在五兆一、五三三億五、四〇二万〇、九五三円に比し、二兆〇、七三二億八、八四〇万六、四五六円増加している。

そのうち、財政法第十五条第一項の規定に基づくものは、本年度末現在五、六三八億七、〇五二万五、一五〇円で、前年度末現在四、三六四億七、四一七万一、七二一円に比し、一、二七三億九、六三三万三、四三九円増加している。

また、財政法第十五条第二項の規定に基づくものは、本年度末現在二九五億九、九九九万六、五四八円で、前年度末現在一四八億七、八〇九万七、九四六円に比し、一四七億二、一八九万八、六〇二円増加している。

2 保証債務及び損失補償債務の負担額は、本年度末現在二兆八、二一九億六、六一四万八、九九一円で、前年度末現在二兆七、一五九億九、三一七万六、七三六円に比し、一、〇五九億七、二九七万二、二五五円増加している。

## (一) 特別会計

昭和四十七年度の特別会計の数は四十一であつて、その決算額の合計は、歳入二兆五、六七二億五、四九七万六、三四八円、歳出一九兆三、六九七億二、七二六万六、二〇九円である。

債務負担額は、本年度末現在五兆九、九四五億一、一四七万〇、七八二円で、前年度末現在三兆六、四四三億六、八三六万七、二六四円に比し、二兆三、五〇一億四、三一〇万三、五一八円増加している。

## (二) 国稅収納金整理資金

國稅収納金整理資金の受入は、収納済額一〇兆〇、三二六億六、三三三万七、三六五円、同資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は一〇兆〇、〇五一億四、五七三万六、七七五円でその差額二七五億一、七六二万〇、五九〇円が昭和四十七年度末の資金残額となつてゐる。

これは、主として國稅に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

## (三) 政府関係機関

本年度政府関係機関の数は十五で、収入合計は、八兆五、九七九億九、四〇二万九、七〇七円、支出合計は、八兆一、〇三二億四、七六五万二、四六九円である。

## 二 議決の内容

昭和四十七年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度國稅収納金整理資金受託計算書及び同年度政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決する。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があつていない点があるのはまことに遺憾である。

(一) 昭和四十七年度決算審査の結果、予算の効

率的使用等、所期の成果が十分達成されてい

ないと思はれる事項が見受けられる。

左の事項は、そのおもな事例であるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

(1) 行政機関における電子計算機の利用は、年々拡大し、その経費も相当多額にのぼつてゐるが、現状は、設置、利用の両面において、少なからず問題がある。

政府は、情報処理の総合調整体制を強化し、行政機関における電子計算機利用の効率化を推進すべきである。

(2) 科学技術庁から放射能測定調査の委託を受けた民間の分析機関が調査データをねつ造して、委託費を不正に領得していたのを、科学技術庁が長期間にわたつて、全く気づかずにいたという事実がある。

政府は、この事実を反省するとともに、調査の特殊性、重要性を十分に認識して、再びかかる事態を招くことのないよう所要の措置を講ずべきである。

(3) 国会の調査にかかる問題で、政府の守秘義務の固執等によつて全貌の解明ができず疑惑を残している事例がある。

政府は、みづから疑惑の解消につとめるとともに、国政調査権と守秘義務の関係を再考し、できる限り国会の調査に協力するようにすべきである。

(4) 国立大学の受託研究は、各大学の定める取扱ひ規程に従つて受託し、受入れた経費は公費の扱いにより処理することとなつてゐるが、最近、大学附属の研究機関において、教官が正規の手続きを踏まずに研究を受託し、経費を私的に経理していた事実が明るみに出ている。

政府は、国立大学における研究の受託が乱脈にわたることのないよう適切な措置を講ずべきである。

(5) 輸出保険特別会計において、輸出保険の保険料徴収等に関する事務が二か年余にお

たつて停滞し、このため、同特別会計の決算参照書の財務諸表を昭和四十七、四十八両年度にわたつて、一部推計の計数をもつて作成し、事情を秘したままこれを国会に提出するという事態が起きている。

政府は、この不祥事態を深刻に反省し、今後再び、かかることが起きないよう万般の措置を講ずべきである。

(6) 郵政職員による郵政犯罪は依然としてあつたとをたず、昭和四十七年度にも、三百四十五名が検挙され、五千五百万円余の実損を出している。

政府は、郵政事業への信頼を確保するため、防犯管理の徹底をはかり、部内者犯罪の根絶を期すべきである。

(7) 郵政省は、郵便貯金会館の運営を、一財団法人に委託し、その事業の経理は成果の帰属を含めてすべて法人の経理として処理することとしているが、この委託の取扱ひについては、会館の事業が国の事業である点からみて問題があるとの有力な見解がある。

政府は、郵便貯金会館の運営のあり方について再検討を行い、疑義のないようにすべきである。

(8) 労働者災害補償保険の適用を受ける有期事業のなかには、労働基準局等の調査が不十分であつたため、保険料が徴収不足や徴収もれとなつてゐるものがある。

政府は、適用事業の把握につとめ、保険料の適正な徴収の確保をはかるべきである。

(二) 昭和四十七年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それ

ぞれは正の措置を講ずるとともに、行政管

理の勧告等を尊重して制度、機構の改正整備をはかり、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

(三) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たつては、本院の決算審議の経過と結果を十分に考慮して、財政運営の健全化をはかり、もつて国民の信託にこたへるべきである。

昭和五十年六月二十六日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 井原 岸高

昭和四十七年度国有財産増減及び現在額總計算書に関する報告書

本件は、昭和四十七年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和四十七年度中に増加した国有財産の額は、一般会計並びに特別会計を合せて一兆五、三六四億七、〇六二万〇、二七八円、同じく減少した額は五、八二九億一、二〇〇万〇、九九九円、差引純増加額は九、五三五億五、八六一万九、二七九円である。

これを前年末現在額九兆八、三五七億八、六四四万八、四四一円に加算すると、本年度末現在額は一〇兆七、八九三億四、五〇六万七、七二〇円である。

その主な内訳は、政府出資等三兆九、〇三六億八、二〇八万七、九四二円、土地三兆五、五八二億三、七一八万一、七八四円、建物一兆三、四四〇億九、六二六万二、九四二円、工作

昭和五十年六月二十七日 衆議院會議録第三十二号 昭和四十七年度国有財産無償貸付状況總計算書に関する報告書 私立学校振興助成法案及び同報告書

物九、五二七億五、六二八万一、三九四円等である。

なお、増減の主なもの、増においては、政府出資等七、八九九億四、二五四万九、一三二円、土地二、四三三億〇、五五二万二、五九八円、建物一、九八六億四、六三六万一、三九九円、工作物一、九二二億七、四四四万一、〇二四円等であり、減においては、政府出資等二、二五二億四、四四九万二、二三三円、土地一、七四三億五、三一七万〇、三九八円、建物八三三億七、六三〇万八、〇〇九円、工作物七三三億七、〇八五万六、七三七円等である。

二 本件の議決理由  
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和五十年六月二十六日

決算委員長 井原 岸高  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十七年度国有財産無償貸付状況總計算書に関する報告書

本件の趣旨

本件は、昭和四十七年度における国有財産無償貸付状況の報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和四十七年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて一七六億〇、一三〇万一、六七七円、同じく減少額は九七億七、三五七万七、三五二円、差引純増加額は七八億二、七七二万四、三二五円である。

これを前年度末現在額一、七四一億一、四七五、七六九円に加算すると、本年度末現在額は一、八一九億四、二五〇万〇、〇九四円である。

その主な内訳は、公園の用に供するもの一、七九四億三、一一二万八、四五七円、墓地の用に供するもの六億七、五五五万三、〇九五円等

である。

なお、増減の主なもの、増においては、公園の用に供するもの一七二億一、八九九万七、八五九円、生活困窮者の収容施設の用に供するもの一億三、六一五万一、七七〇円等であり、減においては、公園の用に供するもの九三億五、〇二〇万一、九六六円、生活困窮者の収容施設の用に供するもの一億九、八二六万二、九五円等である。

二 本件の議決理由  
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和五十年六月二十六日

決算委員長 井原 岸高  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

私立学校振興助成法案  
右の議案を提出する。

昭和五十年六月二十五日

提出者

藤波 孝生 河野 洋平  
塩崎 潤 三塚 博  
西岡 武夫

賛成者  
足立 篤郎外二百三十二名

私立学校振興助成法

(目的)

第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第二条第三項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。

(学校法人の責務)

第三条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の減額等)

第五条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

二 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合

三 在学している学生数が学則に定めた収容

定員に満たない場合

四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第六条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第四条第一項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科(短期大学及び高等専門学校の学科に限る。)がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

(補助金の増額)

第七条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があるとき認めるときは、学校法人に対し、第四条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成)

第八条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で

定めるところにより、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第十条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第四條、第八條及び前條に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六條及び第二百三十七條から第二百三十八條の五までの規定の適用を妨げない。

(間接補助)

第十一条 国は、日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行うことができる。

(所轄庁の権限)

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の關係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、學則に定めた取寄定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員を解職をすべき旨を勧告すること。

き旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十三条 所轄庁は、前条第二号から第四号までの規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門学校審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に出席して弁明することができる。

2 前条第二号の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(書類の作成等)

第十四条 第四條第一項又は第九條に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(税制上の優遇措置)

第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する者(以下「学校法人以外の私立の学校の設置者」という。)を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の学校の設置者に係る第十二條から第十四條までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

| 第十二条各号列記以外の部分 |                                                                                    | 第十二条各号列記以外の部分 |                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 所 轄 庁         | 都 道 府 県 知 事                                                                        | 所 轄 庁         | 都 道 府 県 知 事                                                                        |
| その業務          | 当該学校の経営に関する業務                                                                      | その業務          | 当該学校の経営に関する業務                                                                      |
| 学校法人の關係者      | 学校の経営に關係のある者                                                                       | 学校法人の關係者      | 学校の経営に關係のある者                                                                       |
| 質問させ          | 当該学校の経営に關し質問させ                                                                     | 質問させ          | 当該学校の経営に關し質問させ                                                                     |
| その帳簿          | 当該学校の経営に關する帳簿                                                                      | その帳簿          | 当該学校の経営に關する帳簿                                                                      |
| 予算が           | 当該学校の経営に關する予算が                                                                     | 予算が           | 当該学校の経営に關する予算が                                                                     |
| 第十二条第三号       | 当該学校の経営を担當する者(当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該学校の経営を担當する当該法人の役員をいふ。)                     | 第十二条第三号       | 当該学校の経営を担當する者(当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該学校の経営を担當する当該法人の役員をいふ。)                     |
| 当該学校法人の役員     | 当該学校法人の役員をいふ。                                                                      | 当該学校法人の役員     | 当該学校法人の役員をいふ。                                                                      |
| 、法令           | 又は法令                                                                               | 、法令           | 又は法令                                                                               |
| 所轄庁           | 都道府県知事                                                                             | 所轄庁           | 都道府県知事                                                                             |
| 処分又は寄附行為      | 当該学校についての処分                                                                        | 処分又は寄附行為      | 当該学校についての処分                                                                        |
| 当該役員          | 当該学校の経営を担當する者の担当を解くべき旨(当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該学校の経営に關する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨) | 当該役員          | 当該学校の経営を担當する者の担当を解くべき旨(当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該学校の経営に關する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨) |
| 所轄庁           | 都道府県知事                                                                             | 所轄庁           | 都道府県知事                                                                             |
| 当該学校法人の理事     | 当該学校を設置する者(当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者)                                       | 当該学校法人の理事     | 当該学校を設置する者(当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者)                                       |
| 解職しようとする役員    | 担当を解こうとする者                                                                         | 解職しようとする役員    | 担当を解こうとする者                                                                         |
| 当該役員          | 当該担当を解こうとする者                                                                       | 当該役員          | 当該担当を解こうとする者                                                                       |



昭和五十年六月二十七日 衆議院會議録第三十二号 私立学校振興助成法案及び同報告書

|              |      |                              |
|--------------|------|------------------------------|
| 第十四条第一項      | 文部大臣 | 附則第二條第三項の規定による特別の会計についで、文部大臣 |
| 第十四条第二項及び第三項 | 所轄庁  | 都道府県知事                       |

3 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項

の規定に基づき第九條又は第十條の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る学校の経営に關する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八條の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項の規定に基づき第九條又は第十條の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る学校が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

(私立学校法の一部改正)

第三條 私立学校法の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「高等学校の全日制の課程」を「高等学校の学科、全日制の課程」に、「大学の学部」を「大学の学部、学部の学科」に、

「並びに私立高等学校」を「並びに収容定員及び私立高等学校」に改める。

第三十條第一項第三号中「短期大学及び高等専門学校の学科に限る。」を削る。

第五十一條第三項中「第五十九條第一項の規定による」を削る。

第五十一條第五項を同條第六項とし、同條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

第五十九條を次のように改める。

(助成)

第五十九條 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に關し必要な助成をすることができ。

第六十三條第一項を次のように改める。

所轄庁は、前二條の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該

学校法人の理事に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門学校審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に出席して弁明することができる。

第六十三條第二項中「第五十九條第十項第三号又は」を削る。

附則第十八項から附則第二十一項までを削り、附則第二十二項を附則第十九項とし、附則第二十三項から附則第二十五項までを三項ずつ繰り上げ、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十三項から附則第十六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日までの間は、大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は、しないものとする。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行の際学校法人の設置する高等学校に現に置かれている学科及び学校法人の設置する大学に現に置かれている学部の学科

の名称又は種類については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合において、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

第五條 この法律の施行前に附則第三條の規定による改正前の私立学校法(以下この条及び次条において「旧法」という。)附則第十七項の規定に基づき旧法第五十九條第一項の規定により補助金の交付を受けた者については、附則第二條第五項中「第一項の規定に基づき第九條又は第十條の規定」とあるのは「附則第三條の規定による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九條第一項の規定」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第六條 この法律の施行前に旧法第五十九條の規定(旧法附則第十七項の規定に基づく旧法第五十九條の規定を含む。)によりした助成に關しては、前條に規定するものを除き、なお従前の例による。

(産業教育振興法の一部改正)

第七條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第五十九條第二項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十一条から第十三



条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二  
条第一項及び第二項に改める。

(理科教育振興法の一部改正)

第八条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百  
八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「私立学校法(昭和二十四年法  
律第二百七十七号)第五十九条第二項から第七  
項及び第十八項」を「私立学校振興助成法(昭和  
五十年法律第 号)第十一条から第十三条  
まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二  
条第一項及び第二項」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の  
一部改正)

第九条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興  
法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を  
次のように改正する。

第九条第二項中「私立学校法(昭和二十四年法  
律第二百七十七号)第五十九条第二項から第七  
項まで(助成)」を「私立学校振興助成法(昭和五十  
年法律第 号)第十一条から第十三条まで  
(所轄庁の権限等)」に改める。

(私立大学の研究設備に対する国の補助に  
関する法律の一部改正)

第十条 私立大学の研究設備に対する国の補助に  
関する法律(昭和三十三年法律第十八号)の一部  
を次のように改正する。

第四条の見出し中「私立学校法」を「私立学校

振興助成法」に改め、同条中「私立学校法(昭和  
二十四年法律第二百七十七号)第五十九条第二  
項、第四項、第五項及び第七項」を「私立学校振興助  
成法(昭和五十年法律第 号)第十二条及び  
第十三条」に改める。

(スポーツ振興法の一部改正)

第十一条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第  
百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「私立学校法(昭和二十四  
年法律第二百七十七号)第五十九条第二項から第七  
項まで」を「私立学校振興助成法(昭和五十年法  
律第 号)第十一条から第十三条まで」に改  
める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等  
に関する法律の一部改正)

第十二条 激甚災害に対処するための特別の財政  
援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五  
十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「私立学校法(昭和二十四  
年法律第二百七十七号)第五十九条第四項から第七  
項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十  
七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法(昭  
和五十年法律第 号)第十二条及び第十三  
条並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第  
一項及び第二項」に改める。

(産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行前に、附則第七条の規  
定による改正前の産業教育振興法第十九条の規

定、附則第八条の規定による改正前の理科教育  
振興法第九条の規定、附則第九条の規定による  
改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振  
興法第九条の規定、附則第十条の規定による改  
正前の私立大学の研究設備に対する国の補助に  
関する法律第二条の規定、附則第十一条の規定  
による改正前のスポーツ振興法第二十条の規定  
又は前条の規定による改正前の激甚災害に対処  
するための特別の財政援助等に関する法律第十  
七条の規定により、学校法人又は学校法人以外  
の私立の学校の設置者に対してした補助に関し  
ては、なお従前の例による。

(日本私学振興財団法の一部改正)

第十四条 日本私学振興財団法の一部を次のよう  
に改正する。

附則第十四条第四項を削る。

### 理 由

学校教育における私立学校の果たす重要な役割  
にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校  
に対する助成の措置について規定する必要がある。  
これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約千百億円の  
見込みである。

私立学校振興助成法案(藤波孝生君外四名  
提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 この法律は、国及び地方公共団体が行う私  
立学校の助成措置について定め、私立学校の  
教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担  
の軽減を図り、経営の健全性を高め、もって  
私立学校の健全な発達に資することを目的と  
すること。

2 国は、私立の大学及び高等専門学校の教育  
研究に係る経常的経費について、その二分の  
一以内を補助することができることとし、経  
常的経費の範囲等は政令で定めること。

3 前記2の補助金について、その減額及び不  
交付に関する規定を設けること。

4 都道府県が、私立の高等学校、小・中学  
校、盲・聾・養護学校及び幼稚園の教育に係  
る経常的経費について補助する場合には、国  
は、都道府県に対し、政令で定めるところに  
より、その一部を補助することができること  
と。

5 この法律は、昭和五十一年四月一日から施  
行すること。

6 文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日ま  
での間、特に必要があると認める場合を除  
き、私立大学、学部等の設置及び収容定員の  
増加を認可しないものとする。

7 その他、関係法律について所要の規定を整

昭和五十年六月二十七日 衆議院會議録第三十二号

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案及び  
同報告書 一一三二

備すること。

二 議案の可決理由

学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することは時宜に適するものであると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約千百億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、永井文部大臣より「政府としては、やむをえない。」旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和五十年六月二十六日

文教委員長 久保田円次

衆議院議長 前尾繁三郎殿

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案  
右の議案を提出する。

昭和五十年六月二十六日

提出者

橋本龍太郎

河野 洋平

|       |       |
|-------|-------|
| 堀崎 潤  | 西岡 武夫 |
| 藤波 孝生 | 三塚 博  |
| 菅波 茂  | 住 栄作  |
| 竹内 黎一 | 戸井田三郎 |
| 葉梨 信行 | 木島喜兵衛 |
| 嶋崎 讓  | 枝村 要作 |
| 村山 富市 | 金子 みつ |
| 山原健二郎 | 栗田 翠  |
| 石母田 達 | 有島 重武 |
| 高橋 繁  | 大橋 敏雄 |
| 安里積千代 | 和田 耕作 |
| 賛成者   |       |
| 伊東 正義 | 外四十一名 |

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職務の特殊性等にかんがみ、これらの者について育児休業に関する制度を設け、女子の教育職員及び看護婦、保母等の継続的な勤務を促進し、もつて義務教育諸学校等における教育及び医療施設、社会福祉施設等における業務の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校等」と

は、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

2 この法律において「医療施設、社会福祉施設等」とは、病院、診療所、助産所、保健所、保健施設(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十二条第一項の健康の保持増進のための施設をいう。以下第四項において同じ。)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する児童福祉施設(同法第十七条に規定する施設を含む。)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生援護施設、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する精神薄弱者援護施設(心身障害者福祉協会の設置する福祉施設を含む。)、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)に規定する保護施設、老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)に規定する老人福祉施設及び売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設をいう。

3 この法律において「教育職員」とは、校長(園長を含む。以下第十五条第一項において同じ。)、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寮母をいう。

4 この法律において「看護婦、保母等」とは、看護婦、准看護婦、助産婦及び保健婦(保健所又は保健施設(病院又は診療所である保健施設を除く。以下この項において同じ。))の業務に従事する保健婦にあつては、過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)の過疎地域その他政令で定める地域において保健所又は保健施設の業務に従事する者に限る。)であつてその業務に従事する者並びに保母、寮母及び女子の児童指導員並びに医療施設、社会福祉施設等の入所者について保護、指導、訓練又は授産の業務に直接従事するその他の者のうち政令で定める者をいう。

(育児休業の許可)

第三条 国立及び公立の義務教育諸学校等の女子の教育職員並びに国及び地方公共団体の運営する医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等(常時勤務を要しない職にある者、臨時的に任用された者及び条件付採用期間中の者を除く。以下「女子教育公務員等」と総称する。)で、その一歳に満たない子を養育するものは、当該子の養育のため、任命権者に対し、育児休業の許可を申請することができる。この場合における育児休業の許可の申請は、休業しようとする期間を明らかにしなければならない。

2 任命権者は、前項の許可の申請があつたときは、第十五条第一項に規定する臨時的任用が著しく困難な事情がある場合を除き、育児休業の許可をしなければならない。

3 任命権者は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る子について当該申請をした女子教育公務員等に対して既に育児休

業の許可をしたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、育児休業の許可をしないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

#### (育児休業の期間)

第四条 育児休業の期間は、任命権者が定める日に始まり、その始まる日から当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの間において任命権者が定める日に終わる。

2 任命権者が育児休業の期間を定めるときは、当該女子教育公務員等の申請を尊重するように努めなければならない。

3 任命権者は、女子教育公務員等から申請があったときは、育児休業に係る子が一歳に達する日までの期間を限度として、当該育児休業の期間を延長することができる。この場合における期間の延長は、特別の事情がないときは、一回に限るものとする。

#### (育児休業の許可の失効等)

第五条 育児休業の許可は、当該許可を受けた女子教育公務員等が産前の休業を始めたとき、若しくは出産したとき、又は当該許可に係る子が死亡したときは、その効力を失う。

2 育児休業は、当該許可に係る子を養育しなくなった場合には、終了する。

3 育児休業の許可を受けた女子教育公務員等は、当該許可に係る子が死亡したとき、又は当該許可に係る子を養育しなくなったときは、遅

滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

4 育児休業の許可は、当該許可を受けた女子教育公務員等が休職又は停職の処分を受けたときは、当該休職又は停職の期間中は、その効力を停止する。

#### (育児休業の効果)

第六条 育児休業の許可を受けた女子教育公務員等は、育児休業の期間(育児休業の許可の効力が停止されている期間を除く。以下同じ。)中は、その身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業の許可を受けた女子教育公務員等に対しては、育児休業の期間については、給与を支給しない。

#### (不利益取扱いの禁止)

第七条 女子教育公務員等は、育児休業を理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(国家公務員である女子教育公務員等に係る育児休業の期間についての取扱い等)

第八条 女子教育公務員等のうち国家公務員である者(以下「国家公務員である女子教育公務員等」という。)に係る一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の三第二項の規定の適用については、育児休業の期間は、在職期間でないものとする。

第九条 育児休業の許可を受けた国家公務員である女子教育公務員等が職務に復帰したときは、

当該育児休業の期間の二分の一に相当する期間(以下この項において「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

第十条 国家公務員である女子教育公務員等に係る国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条第四項の規定の適用については、育児休業の期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

第十一条 国家公務員である女子教育公務員等に係る国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四条の規定の適用については、同条第三項中「四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは、  
五 育児休業の許可を受けて勤務しなかつた日

た日とする。

(地方公務員である女子教育公務員等に係る育児休業の期間についての取扱い等)

第十二条 女子教育公務員等のうち地方公務員である者(以下「地方公務員である女子教育公務員等」という。)で育児休業の許可を受けたものについては、育児休業の許可を受けた国家公務員である女子教育公務員等に係る第八条から第十条までに規定する事項を基準として、期末手当、昇給及び退職手当の取扱いに関する措置を講じなければならない。

第十三条 地方公務員である女子教育公務員等に係る地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)第二条の規定の適用については、同条第六項中「四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは、  
五 育児休業の許可を受けて勤務しなかつた日

第十四条 地方公務員である女子教育公務員等に係る労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の規定の適用については、同条第三項中「四 試の使用期間」とあるのは、  
五 育児休業の期間」とする。

昭和五十年六月二十七日 衆議院會議録第三十二号

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案及び  
同報告書

一三三

(育児休業の許可に伴う臨時的任用)

第十五条 任命権者は、育児休業の許可をする場合においては、当該義務教育諸学校等における教育又は当該医療施設、社会福祉施設等の業務の円滑な実施に支障がないと認めるときを除き、第四条第一項の規定により定められた当該育児休業の期間を任用の期間として、校長以外の教育職員又は看護婦、保母等を臨時的に任用するものとする。

2 前項の規定による臨時的任用については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第六十条第一項から第三項までの規定及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十六条 国家公務員に係る第三条から第十一条までの規定の施行に関し必要な事項は、政令(一般職に属する国家公務員に係る第三条から第八条まで及び第十一条の規定並びに一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員に係る第九条の規定)に関し必要な事項につ

いては、人事院規則で定める。

(私立の義務教育諸学校等において講すべき措置)

第十七条 私立の義務教育諸学校等の設置者並びに国及び地方公共団体の運営する医療施設、社会福祉施設等以外の医療施設、社会福祉施設等を運営する者は、この法律に規定する育児休業の制度に準じて、女子の教育職員又は看護婦、保母等について、その子の養育のための休業に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(処遇に関する当分の間の措置)

2 当分の間、この法律の目的の達成に資するため、育児休業の許可を受けた女子教育公務員等に対し、法律又はこれを基準として定める条例の定めるところにより、必要な給付を行うことができる。

3 人事院は、一般職の職員の給与に関する法律

の適用を受ける国家公務員に係る前項の給付について、国会及び内閣に対し、必要な事項を勧告するものとする。

(他の法律の一部改正)

4 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「左に」を「次に」に改め、本則に次の一号を加える。

六 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律

第 号)第八条、第十一条、第十五条

第二項及び第十六条の規定

5 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「国家公務員災害補償

法」を「国家公務員災害補償法等」に改め、同条第一項中「規定を除く。」の下に「並びに義務教

育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第 号)条十一条」

を加え、「これらの規定」を「国家公務員災害補償法の規定」に改める。

6 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

五 義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母

等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第 号)第六条第二項及び第九条の

規定並びに附則第二項の規定

7 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「第九十六条までに係る部分を除く。」の下に、「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五

十年法律第 号)第六条第二項、第十二条及び附則第二項」を加える。

8 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百

十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律

第 号)第十五条第一項の規定により

臨時的に任用される者

9 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第

百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律

第 号)第十五条第一項の規定により

臨時的に任用される者

10 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 学校法人等に使用される者で、義務教育諸

学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第 号)第二条

に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等に該当するものうち、同法に規定する公務員の場合における育児休業の事由に相当する事由により、同法に規定する公務員の

場合における育児休業の許可に相当する取扱いを受け、かつ、その取扱いの期間について

学校法人等から給与を受けないものは、第一項の規定の適用については、常時勤務に服し、かつ、学校法人等から給与を受ける者とみなす。

11 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

号)第二条に規定する義務教育諸学校等の女子の教育職員又は医療施設、社会福祉施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第

に従事しなかつた場合には、前二項の規定にかかわらず、当該業務に従事しなかつた日の属する月から当該業務に従事することとなつた日の属する月までの間の月数の二分の一に相当する月数は、被共済職員期間に算入する。ただし、当該業務に従事しなかつた日又は当該業務に従事することとなつた日の属する月が前三項の規定により被共済職員期間に算入されるときは、その月については、この限りでない。

理由

義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職務の特殊性等にかんがみ、これらの者の継続的勤務を促進し、義務教育諸学校等における教育及び医療施設、社会福祉施設等における業務の円滑な実施を確保するため、これらの者について育児休業に関する制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の

昭和五十年六月二十七日 衆議院会議録第三十二号 同報告書

一三五

昭和五十年六月二十七日 衆議院會議録第三十二号  
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律案及び  
同報告書 一一三六

育児休業に関する法律案(橋本龍太郎君外

二十三名提出)に関する報告書

# 一 議案の要旨及び目的

1 この法律は、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職務の特殊性等にかんがみ、これらの者について育児休業に関する制度を設け、女子教育職員及び看護婦、保母等の継続的な勤務を促進し、もつて義務教育諸学校等における教育及び医療施設、社会福祉施設等における業務の円滑な実施を確保することを目的とすること。

2 幼稚園児から高等学校までの国公立の義務教育諸学校等の女子教育職員並びに国及び地方公共団体の運営する医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等(以下「女子教育公務員等」という。)で、一歳未満の子を養育する者が育児休業の許可を申請したときは、任命権者は、その代替職員の臨時的任用が著しく困難な事情にある場合を除き、許可をしなければならないこと。

3 育児休業の期間は、任命権者の定める日に始まり、その日から育児休業に係る子が一歳に達する日までの間において任命権者の定める日に終わることとし、任命権者がその期間を定めるときは、申請者の申請を尊重するよう努めなければならないこと。

4 育児休業の許可を受けた女子教育公務員等は、その期間中、身分を保有するが職務に従事せず、その期間について給与は支給されないこと。

5 女子教育公務員等は、育児休業を理由として不利益な取扱いを受けることはないこと。

6 国家公務員である女子教育公務員等の復職時の俸給調整、退職手当及び国家公務員災害補償法の平均給与額の算出について所要の規定を定めること。

7 地方公務員である女子教育公務員等について

ては、6に準じて取り扱うように所要の規定を定めること。

8 任命権者は、育児休業の許可をする場合には、代替職員を臨時的に任用するものとする

こと。

9 私立の義務教育諸学校等の設置者並びに国及び地方公共団体の運営する医療施設、社会福祉施設等以外の医療施設、社会福祉施設等を運営する者は、この法律に規定する育児休業の制度に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

10 当分の間、この法律の目的の達成に資するため、育児休業の許可を受けた女子教育公務員等に対し、法律又はこれを基準として定める条例の定めるところにより、必要な給付を行うことができることとし、人事院は、一般職の国家公務員に係るこの給付について、国

会及び内閣に対し、必要な事項を勧告するものとする。

11 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行すること。ただし、10の人事院の勧告に関する規定については、公布の日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職務の特殊性等にかんがみ、これらの者の継続的な勤務を促進し、義務教育諸学校等における教育及び医療施設、社会福祉施設等における業務の円滑な実施を確保するため、これらの者について育児休業に関する制度を新設することは、時宜に適するものであると認め、本案は、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年六月二十七日

文教委員長 久保田円次

衆議院議長 前尾繁三郎殿



昭和五十年六月二十七日 衆議院會議録第三十二号

一二三八

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一一〇円

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二一(大代)